

## 羽田空港 D 滑走路破損事案対策検討委員会 規約

### (設置の目的)

第 1 条 委員会は、令和 8 年 5 月 2 9 日に羽田空港で発生した航空機のタイヤバースト時に発見された D 滑走路埋立/棧橋接続部ゴムジョイントの破損原因を究明すると共に、再発防止策を検討することを目的とする。

### (本委員会の構成)

第 2 条 本委員会の構成は、会議の長（以下「委員長」という。）及び別紙に掲げる委員で構成する。ただし、第 3 条第 1 項に規定する委員長は、必要があると認めるときは、委員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

### (委員長の任命等)

第 3 条 本委員会に委員長を 1 名置く。  
2 委員長は、事務局から推薦し、委員の承認によってこれを定める。  
3 委員長は、本委員会を統括する。  
4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

### (事務局)

第 4 条 委員会の事務局は、国土交通省航空局及び関東地方整備局に置く。

### (議事の公開)

第 5 条 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。  
2 委員会の資料は、特段の理由がある場合を除き、公開とする。  
3 委員会の議事概要は、事務局が委員長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

### (守秘義務)

第 6 条 委員は、委員会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (雑則)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項については、本委員会で定めるものとする。

### 付則

1 この規約は、令和 8 年 6 月 1 0 日から施行する。

## 「羽田空港 D 滑走路破損事案対策検討委員会」委員名簿

敬称略

委員長 福手 勤 東洋大学 名誉教授

委員 平田 輝満 茨城大学大学院 理工学研究科 都市システム工学領域  
教授

委員 山路 徹 (国研) 海上・港湾・航空技術研究所  
港湾空港技術研究所 構造研究領域長